

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第七号

令和二年四月十五日(水曜日) 午前九時開議

出席委員

- 委員長 富田 茂之君
理事 大岡 敏孝君
理事 小林 鷹之君
理事 武藤 容治君
理事 山岡 達九君
理事 山岡 将吾君
理事 安藤 高夫君
理事 石崎 徹君
理事 神田 裕君
理事 國場幸之助君
理事 辻 清人君
理事 野中 厚君
理事 穂坂 泰君
理事 細田 健一君
理事 山際大志郎君
理事 和田 義明君
理事 落合 貴之君
理事 斉木 武志君
理事 山崎 誠君
理事 笠井 亮君

- 経済産業大臣 梶山 弘志君
財務副大臣 遠山 清彦君
厚生労働副大臣 稲津 久君
経済産業副大臣 牧原 秀樹君
内閣府大臣政務官 松本 洋平君
経済産業大臣政務官 神田 憲次君
政府特別補佐人 中野 洋昌君
(公正取引委員会委員長) 杉本 和行君
(内閣官房内閣審議官) 安居 徹君

- 政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 山内 智生君
政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 黒田 岳士君
政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 海老原 諭君
政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 村手 聡君
政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 森 源二君
政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 稲岡 伸哉君
政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 赤澤 公省君
政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 田原 康生君
政府参考人 (財務省大臣官房審議官) 住澤 整君
政府参考人 (財務省主計局次長) 宇波 弘貴君
政府参考人 (文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官) 田口 康君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 吉永 和生君
政府参考人 (経済産業省大臣官房商務・サービス審議官) 藤木 俊光君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 河西 康之君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 中原 裕彦君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 上田 洋二君
政府参考人 (経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 須藤 治君

- 政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 西山 圭大君
政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 江崎 禎英君
政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君
政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 奈須野 太君
政府参考人 (国土交通省大臣官房建設流通政策審議官) 渡邊 政嘉君
政府参考人 (中小企業庁) 中原 淳君
政府参考人 (国土交通省大臣官房建設流通政策審議官) 佐野圭以子君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案(内閣提出第二号)
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案(内閣提出第二三三号)

○富田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案及び特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案の両案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官安居徹君、内閣官房内閣審議官山内智生君、内閣府大臣官房審議官黒田岳士君、内閣府大臣官房審議官海老原諭君、内閣府大臣官房審議官村手聡君、総務省大臣官房審議官黒田岳士君、総務省大臣官房審議官海老原諭君、総務省大臣官房審議官森源二君、総務省大臣官房審議官稲岡伸哉君、総務省大臣官房審議官赤澤公省君、総務省大臣官房審議官田原康生君、財務省大臣官房審議官吉永和田生君、経済産業省大臣官房審議官河野康之君、経済産業省大臣官房審議官上田洋二君、経済産業省大臣官房審議官藤木俊光君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、中小企業庁経営支援部長渡邊政嘉君及び国土交通省大臣官房建設流通政策審議官中原淳君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○富田委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。柿沢未途君。
柿沢委員 おはようございます。
新型コロナウイルスの感染拡大に関する問題、後でかなりの時間をとってお聞きをいたしますが、私がなぜこんなマスクをしているのかも後でわけをお話をしたいと思いますけれども。
ここまで、数々のことが私の言ったとおりになっていきます。私、ためにする追及をするつもりはありませんので、直面している問題の解決のための真摯な提案をするつもりです。私の提案にも

す。そういつた中で、ちょっとコロナの話に戻りますが、私、千葉県と申しましたが、今、東庄町という町で、これは障害者の福祉施設なんです、集団感染が起っています。これは利用者さん八十二名のうちの七割近くが感染して、職員さん六十七名のうちの六割くらい、半分以上の方が感染をしましてしまったんですね。このときに、医療チームに関して、例えば災害派遣医療チームのDMATだとかDPAATとか、そういうのがあるので、私の理解は、医療はそれなりにきちんとやられているだろうというふうに思っています。今、なかなか中に入れないので、私も見られてはいないんですが。

だけれども、大きな問題が出ているのは介護の方なんです。この施設は入所施設で知的障害の方がいらっしやるんですが、介護の方がこういうチームがないから、それで、感染している人たちがいるから応援に入ってもらいたいと言っても、応援に行っていた方がなかなかいないんです。それは感染の問題もあるし、あるいは、個別の施設から行く自分の施設が困ってしまうかもしれないし、家族の問題もあるかもしれない。だから、今議論に少し出ているのは、DWAATではないんですけども、災害派遣福祉チームみたいなものをやはりつくって、何かあったときに、ばつと福祉の分野も入らなきゃいけないんじゃないかという、これも前から議論はあったんです。これは、東庄町、千葉県だけではなくて、高齢者福祉での集団感染なんかも出てきています。

ですから、こういうところは非常に重要だと思います。そういつたときに、じゃ、例えば、そういう部隊が行ったときに、遠隔でいろいろなことのできないかどうか。例えば、給配膳なんというのはいかにロボット化ができるわけです。あるいは、掃除なんかロボット化できるわけですね。特に私がこの分野の方から言われているのは、例えば、医師が診察をするときに、突然知らない人が来ると動揺してしまう、だけれども、その近くにロボットみたいなものがあって、それで例えば親御さんとか身近な人が声をかけてあげながら診療するとか、ちょっとパニックになりそうになったときに、そうやって身近な人が遠隔で声をかけてあげれば、それで気持ちもすくすく休まるのか、そういうことがあるというふうなことも聞いています。

ですから、例えば、こういう分野にしっかりと、これは厚労省の分野だと先ほどの話みたいに思うかもしれませんが、ロボットとか、こういう通信の問題もあるわけですから、もつと経産省がアイデアを出して、それで、こういうようなところに、これはもう日本は世界一だということなことをぜひやっていただきたいというふうに思いますが、大臣、ちょっとコメントをお願いします。

○梶山国務大臣 委員おっしゃったように、いろいろな形でいろいろな分野でアプリケーションの開発というものが出てくると思いますし、全ての分野でそういつたことが必要だと思っております。

介護の現場というの、私も導入しているところを何か所か見てきましたけれども、それらをどう整合性をとるか、トータルで考えるかということもありますし、会議ができるロボットの中で、そういう開発をしている企業も私も見えていますので、ぜひ、5Gを活用した上で、アプリケーションの開発、そして、そのベースとなる先端技術の半導体の開発というの、もあわせてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○宮川委員 前回、私、マスクマップの話とかもしたと思うんですが、4Gでやれることはたくさんあるんですよ。

それで、きょう、もう一つ、介護の分野の、書類が物すごい書類で、ペーパーワークでもう埋もれちゃっているという話もしたかったんですが、

ちょっと時間がないからやめますが。今、4Gでやれるいろいろなことがあるわけだから、そこをどんどん投資をして、やはり経産省が中心になってアプリケーション開発を開発してほしい。4Gの部分でいろいろなことをやっていくと、その中で、もつとスピードが必要だとか容量が必要だとか、それが5Gにつながるわけですから、私は、4Gでやれることがたくさんあるのに、何か、これは厚労省の問題とか、国交省の問題とか、文科省の問題とかで、進んでいないことがいっぱいあると思いますから、ぜひ、大臣、リーダーシップをとって、じゃ、最後、お願いします。

○梶山国務大臣 大企業のみならず、スタートアップ企業そしてベンチャーへの支援というのもここで考えていかなければならないと思いますし、J-IC等でベンチャーファンドをつくるというような方向性もありますし、しっかりとそういった企業のアプリケーション開発というものを支援してまいりたいと思っております。

○宮川委員 ありがとうございます。

○富田委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時一分開議

○富田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお話し申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルスで死亡になりましたら、現在療養中の方々の一刻も早い御回復をお祈り申し上げます。

また、今、医療の現場を始め、世の中のインフラを動かしてくれている多くの方々、そして、この経済産業分野において日々現場に寄り添う対策を検討いただいている省庁の皆様にも冒頭感謝を申し上げながら、本日は質疑をさせていただきます。

本日は、5GそしてGAF Aの規制に関する法律の審議ですけれども、この状況に鑑み、冒頭、新型コロナウイルス対策について質問をさせていただきます。

本日準備した資料の一をざらにいただきました。こちら、令和二年の補正予算案の中でマスク、アルコール消毒液等の生産設備導入補助事業について記載をされている資料を抜粋したものでありますが、これについて、最初、質問させていただきます。

この左側の下に成果目標というところがございます。ここに書いてあることとしては、マスク、アルコール消毒液等の生産設備の導入を支援することで不足の状況を速やかに解消することというような記載がございます。

ただ、現場の人たち、あるいは我々から見てもそうなんですけれども、これは目標というよりは目的だと思えます。目標というのは、あくまでも定量的な目標が望ましいと思っております。

これまで委員会の質疑の中でも、マスクの需要量に対して供給が不足しているということは、皆さん、誰の目からも明らかですけれども、じゃ、一体どれだけの必要なのか、どのくらいをつくらなければいけないのか、その見通しすらつかみ切れていないような状況であります。

ここで、まず最初の質問は、マスクそして人工呼吸器の想定需要、また目標生産数を定めるべきではないかと思うんですが、この点に関する政府の見解をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 マスクにつきましては、足元の需要が急激に拡大し、供給が追いついていない状況であると認識をしております。小売店舗の店頭では品薄状態が継続するとともに、入荷したマスクがすぐに売り切れとなる状況であります。

通常、今まで、平年、ドラッグストア等の市場に出るものは大体月二・八億枚ということであり、先月六億枚の生産をする、そして今月は七億枚を目標にしておりますけれども、そういったものの、途中の流通での在庫もない状態から始まりまして、全てがやはり消費にすぐ消えてしまうという状況であります。こうした中で、さらなる増産、輸入を通じて、先ほど申しましたように七億枚を超える供給を目指しておりますが、品薄感を解消できる水準になるまでにはなお一定の時間を要するものと思っております。

マスクに関しましては、なかなか想定できる需要として生産目標というものを立てられませんが、とにかく増産をする、そして市場に送り込むということ、今は十三社が導入補助金を使い、そして、月間で、三月からという四十八万枚の増産体制もできてきたということで、さらに、今回の補正予算で予算を組んでおりますので、さらに手を挙げてもらう企業に支援をしてまいりたいと思っております。

マスクの供給拡大に当たっては、厚生労働省とも連携しつつ、今申しました設備導入補助や、サージカルマスクや布製マスクの緊急輸入等を通じて、さらなる供給拡大を図ってまいりたいと思っております。

人工呼吸器につきましては、今後の感染者数の増加度合い、そして、その中で重篤化する患者数の比率を見通すことがなかなか難しいのではあります。今、まずは目標数として一万五千台を確保したいと思っております。この中で、従来設備してあるものが八千三百台、そして、さらに国内の在庫があつて、残りの一万五千に届かない部分が大抵二千台ということで、こういったものの積み増しを図ってまいりたいと思っております。今後は、マスクの需給の状況や新型コロナウイルスの国内における感染拡大の状況を見きわめつつ、適切に支援をし、対応してまいりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

少なくとも、需要が正確に見通せないというのはいずれも理解はしております。ただ、この後議論は、先ほど申し上げたように、マスク生産能力として人工呼吸器の確保を一刻も早く実現しなければいけない中で、企業に対してしっかりとその指針を示していくのも経済産業省の役割だと思っております。これは、これは随時、ぜひ、この状態を把握していただきながら、目標数を具体的に示していただくようお願いをしたいと思います。

続いての質問なんです、この資料一の右側を、ごらんいただきたいと思っております。これは事業概要ということで、この補助事業の対象、補助率、そして補助上限額というのが記載をされておりますけれども、対象者の部分を「ごらんいただきたいんですが、「国からの増産要請を受けて」というところがございまして、そして、補助率は、中小企業は四分の三、大企業、中堅企業は三分の二、また、補助上限額は製造ラインごとに原則三千万円という数字がございまして、

きょう二つ目の質問なんです、マスク製造装置というのは、今、大変世界的に需要がありまして、品薄、そして価格が高騰している状況にございまして、ただ、その一方で、現場にはマスクが足りないということですから、非常に重要性、緊急性ともに高い状況であります。

こういう状況に鑑みれば、まず、国からの増産要請をするわけですから、補助率については、四分の三とか三分の二ではなく十分の十とすべきではないか、そして、品薄で製造ラインをつくることに非常にお金がかかる状況になっておりますから、原則ということも確かに書いてありますけれども、この三千万円という水準では不十分なんじゃないかというふうに感じております。

私が聞いたところによると、製造装置も安いものから高いものまでいろいろあるんですけれども、高いものだと一億円近くするものもあるようであります。そして、当然ながら安い装置はほとんど売れてしまつて、今、品がまず手に入らない

という状況ですから、このあたりは、現状を踏まえて、補助率として補助上限額ともに、より手厚い補助内容とすべきじゃないかと思うんですが、これに対する見解を伺いたいと思っております。

○梶山国務大臣 マスクの供給量が不足をする中で、国内の生産能力を拡大するために、二月から設備投資支援を行ってきたところであります。先ほど申しましたように、十三件採択をいたしました。三月から大体一カ月で、最初の一カ月では四千八百万枚の増産の数になっているところであります。

マスクの製造装置につきましては、設備の納入時期のおくれに関する声は多く聞いておりますけれども、設備の価格が高騰しているという声は少ないと承知しております。補助上限額の引上げが必要ない状況にはないと現時点では認識をしております。

一方で、御指摘の補助率について、例えば、人工呼吸器は設備支援の補助率を十分の十としているところであります。これは薬事審査もありませんし、これはいざいざ省略をしていくということになりますけれども、薬事審査であるとか、また、部品供給も含めて大がかりな形になるので、企業の決断を促すために十分の十ということにさせていただきます。

他方、マスクにつきましては、感染拡大の終息後も、国内における風邪や花粉症対策、保湿などを目的とした通常の需要に加え、これまでマスクを着用する文化のなかつた欧米の需要など、引き続き高いニーズが想定をされるわけでありまして、このことから、マスク製造装置に対する補助金につきましては業者にも一定の負担をお願いしているものであります。

ただ、今度の補正予算におきましてもこれは予算を組んでおります。マスクの製造、そしてマスクの部材、素材も含めてということでありまして、また、アルコール消毒液等についても増産の予算を組んでいるということでありまして、企業と連携をしながら、一社でも多くの企業に参加を

していただきたいと思っております。

十三件につきましては、今までの企業で、余地がある、スペースがあるところ、そして、既設のクリーンルーム等の設備があるところ等、程度の問題はありますけれども、そういったところで設備投資をしているということで、機械の一台当たりの値段、今委員の方からもありましたけれども、平均的には二千万から三千万ぐらいの間であること承知しておりますので、そういった点も含めて、経済対策による支援をしっかりと進めてまいりたいと思っておりますし、今後の補正予算の中で手を挙げてくることにはしっかりと応援をしてまいりたいと思っております。

○浅野委員 今大臣もおっしゃいましたけれども、できるだけ多くの企業に参加をしてほしいと。そうしないと、今の需要と供給のアンバランスが解決されないというのは共通認識かと思っております。

私が今聞いているところだと、確かに、クリーンルーム、防じん施設を持つていて、そして、マスク生産をする、あるいはアルコール生産をする技術力のある企業というのは、実はこの十三社以外にもまだまだ多くあると感じております。実際、私の地元ですとか、大臣の御地元にも大きな半導体工場があると思っておりますけれども、そもそも、今実際、こういうところに興味を持っておりまして、

何がネックになっているかというところ、やはり、あくまでも企業サイドとしては、社会の課題解決に対して貢献をしたい、そういう意識から、協力はしたいんだけれども、自己負担が発生してしまうとなかなか重い腰が上がらない。つまりは上司を説得する材料に欠ける。いろいろな要素がありまして、スピードが出せないというのが現場の実態だということに思っております。

ですから、確かに市場の価格の今の現状というところは二千万から三千万というのがメインの価格帯なのかもしれませんが、一刻も早く判断をさせる、そして、あくまでも実費を支給するというような工夫をすれば、上限額が幾らであっても政

府が余計なお金を払うということにはならないと思ひますし、ぜひそこは柔軟な御対応をお願いしたいと思ひます。

その上で、この補助対象者の設定の方法について、この点に関しては、最後、質問したいと思ひますが、資料にありますように、補助対象者の前提として、「国からの増進要請を受けて」という限定がしております。

今、議論にありましたように、ほかにも協力できる能力がある企業、そして関心を持っていて企業というのは世の中にたくさんあるんですけども、補助を受ける前提として国からの要請が必要になってしまつと、要請を受けるための手続に時間を要するんですね。ですから、企業が自主的につくつた場合でも、申請を出して届出で認定を受ければこの補助事業の対象になるとか、そういった柔軟性も必要ではないかと思ひます。それらも含めて柔軟に対応してまいりたいと思ひております。

○梶山国務大臣 既存の事業者に対して、まずはその増産ということをお願いをしております。そして、新規で手を挙げていただいているところも十三件のうちにもございます。それらも含めて柔軟に対応してまいりたいと思ひております。

○浅野委員 一刻を争いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。
では、続いて、本日、参考人の方にも来ていただいておりますが、独立行政法人等でのテレワーク環境整備の状況について伺いたいと思ひます。
まず、独立行政法人等のテレワーク環境整備に係る予算がどのくらいのことと確保されているのか。とりわけ、きょうちよつと議論したいのは、資料の二にございますように、これは令和二年度の補正予算案の中で、原子力規制委員会のネットワークシステム整備事業として一・四億円程度が措置される案になっております。

中身を見ますと、テレワーク可能なモバイル端末の整備ですとか、それに必要なネットワークシステムの構築というのが予算の目的でして、四行

の最後の一行ですね、「原子力事業者との審査会合や面談を継続的に実施できる体制を維持する」ということが書いてあります。問題は、きょうこの質問をする際の背景としては、規制委員会はこの予算で環境が構築できたとしても、会議をする相手側にその環境がなければ何にもならないわけです。

ただ、私が調べたところでは、今回の補正予算の中に、相手側、つまり独立行政法人等の、原子力関係事業者の方にそういう予算はありませんでしたが、この点について着目した、まずは近々の予算状況について教えていただきたいと思ひます。

○田口政府参考人 お答えいたします。
文部科学省所管の独立行政法人等におきましては、これまで各法人の規模や特性等に応じてIT環境の整備に努めてきておりまして、その中でテレワークを実施可能な環境も整備されつつあるところでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策に当たりましては、各法人において運営費交付金等の中で弾力的な予算執行を進めてございまして、特に緊急事態宣言対象地域に所在する職員については、例えば、原子力機構の場合にはほぼ全員、九七％がテレワークを実施しているほか、理化学研究所や科学技術振興機構においてもおおむね八割以上がテレワークを実施しているなど、既に取組が進められているところでございます。

引き続き、感染拡大の防止や災害時等における業務体制の維持、確保の観点から、各法人においてテレワークを更に推進していくことが重要と考えてございまして、文科省としても、各法人におけるテレワーク環境の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○浅野委員 ぜひその取組は行っていただきたいんですけども、働く現場から私のもとに届いている状況としては、例えば、東京都内や関東近郊に事務所、事業所がある独立行政法人については、一部閉鎖して、そこに勤務している方々が今

約二百名程度いるそうなんですけど、テレワークを実施しているそうなんです。海外の事務所も含めて二百名ということなんですが、ただ、テレワークするときは例えばパソコン類、モバイル端末とこの貸与をするんですけど、二百名でも足りていないということなんです。今、実際、そういう現状があつて、その場合には個人のパソコンを使つてもらつたりスマートフォンを使つてもらつたりして、自己負担の部分もありながら対応していただいているという状況らしいんですが。

私は、この資料二にあるように、こういう状況下でしっかりと円滑な業務を進められるための環境整備というのは必要だと思ひますが、原子力規制庁のみならず、しっかりとそういう独立行政法人、外郭団体、関係団体にも目を配っていただけて、適切な状況把握と適切な措置というのを行つていただきたいと思います。文科省、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

○田口政府参考人 文科省としましては、先ほど申し上げたとおり、各法人におけるテレワークを更に推進していくための予算措置も含めた環境整備を進めてまいりたいと思ひてございまして。

○浅野委員 よろしくお願ひいたします。
では、続いて、コロナ関係はこれで最後になりますが、フリーランスに対する支援策についても伺ひさせていただきますと思ひます。

本日、資料三をごらんください。これは、フリーランスの方を取材した新聞記事になるんですけど、本日に、これを読みますと、フリーランスの方々が今厳しい状況に置かれているというのが読み取ることが出来ます。

感染拡大を受けまして、安倍首相は二月末に大型イベントの自粛を要請した結果、四月ころには、ほぼ全てのイベントが中止や延期になって、この取材を受けた方は場合は二十三本の仕事がなくなつたそうでありまして。問題なのは、興行主や主催者がイベントを自粛しても、出演予定者への配慮は見込めないそうなんです。真ん中あたりに書いてありますが、日本俳優連

合という組織の理事長を務めている俳優の西田敏行さんの声としては、生活に困窮する事態、若手の中だと思ひますが、そういう事態が見えていて、私たちにとっては仕事と収入の双方が失われ、生きる危機に瀕する事態だということでありまして。

きょう、この後質問させていただくのは、今回の補正予算案の中に、今後の振興策として、例えば旅行券の割引ですとかいうものが盛り込まれておりました。ただ、これだけだと、旅行会社やイベント主催者は収入がふえるかもしれませんが、それが直接、そこに出演する出演者の方とかフリーランスの方々の収入、仕事に直結するかどうかというのは、これは保証されていないわけですね。

ですから、新型コロナウイルスの感染拡大を食いとめるためのイベント自粛要請のあおりを受けている方々、特にフリーランスの方々には、直接的に支援をできるような施策を考えるべきだと思ひております。その中の一つが、今回、持続化給付金なのかなというふうにも思つておるんですけども、ぜひ今後政府の中で検討いただきたいこととして、例えば、企業やイベント会社がこれから行う広告宣伝、プロモーション活動、こういったところへこういう芸能界の方ですとかフリーランスの方々というのを雇われて出演をされるわけでございます。こういうところを後押しすることで、企業の後押し、なおかつフリーランスの方々の仕事を後押しするような施策を求める声が上がつております。

ぜひ、こういった支援策を考えていただけないかというふうにお思ひます。政府の御見解を伺ひたいと思ひます。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。
今委員からも御指摘がございましたとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う大規模イベントなどの自粛によりまして、それを主催しております中小・小規模事業者のみならず、コンサートなどに出演する方々、あるいは制作に携わつてい

る方々など、フリーランスを含む個人事業者が、収入を失うなど極めて困難な状況におられるというふうに認識しております。

こうした現状を踏まえ、もう既に委員から御指摘がございましたけれども、これはそういう意味では業種を限定しているということではございませんけれども、こうした極めて厳しい状況にあられる個人事業者については、百万円を上限に、今おっしゃられました持続化給付金の制度を創設するとともに、また、融資についても、これも御議論がございましたとおり、個人事業者の方も念頭に、日本政策金融公庫など政府系金融機関で実施している実質無利子無担保、最大五年間元本据置きの融資制度を実施するとともに、更にこれを信用保証制度を活用して民間金融機関にも拡大するという措置を講じたところでございます。

さらに、今委員から御意見ございました、こういうフリーランスの方々の事業の継続や、あるいは、将来的には再開と申し上げてもよろしいんじゃないかと、そういうことについても、いろいろ、さきような御意見も踏まえて、直接さまざまな方の御意見を伺いながら、支援策の検討、実施を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○浅野委員 この点に関しては、確かに今、持続化給付金による一時的な収入の確保と、あとは資金繰り支援によってその方の事業継続性の後押しというのがありますが、一番大事なのは、仕事が無くなっていくわけですから、仕事をつくり出すような施策、支援というのが大事なんですね。

きのう、地元でフリーランスをやっている方から少し話を聞いたところ、そういう方々が今どういう過ごし方をしているか、どういふ思いを持っているかというのをちょっと、一点だけ紹介しますと、仕事はほとんどゼロになって収入がなくなってしまうので、パートをやって収入を得ようかと考えていたんだけど、この事態が終息をしたら、例えば司会業ですとかセミナー講師だ

とか、冠婚葬祭のそういう仕事もまたふえてきて、仕事が一気に来るだろう、そういうときに、もし何かパートやアルバイトをやっていたときにはすぐにやめるわけにもいかなないから、今すぐにパート、アルバイトにつくこともちょっとはばかっているような状況らしいですね。

ですから、今、彼ら、彼女らに必要なものは、当面の生活を維持するための経済的支援と、その後、仕事がまたもとに戻る、そう見通せるような環境をつくってあげること。それによって、彼ら、彼女らのことをとても強く後押しすることができると思えますので、ぜひ、資金繰り支援や補助金のみならず、仕事をつくり出していくという部分についてもよく御検討いただきたいということをお願いさせていただきます。

では、残りの時間は、法案の中身についても議論をさせていただきます。

まず、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案について質問をさせていただきます。

これは、非常に基本的な質問になるんですけども、そもそも、デジタルプラットフォームビジネスであつても通常のビジネスであつても、公正取引の法律にはしっかりと守られているというのくまでも事後規制なんですね。

今回は事前の自主規制というよう性格が強いわけですけども、改めて伺いたいんですが、なぜ事後規制ではなく事前規制にまで踏み込む必要があつたのか、この部分の背景について御答弁を求めたいと思います。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問ございましたデジタルプラットフォームというものでございますけれども、これは、この委員会でも御議論がございますけれども、まさにビジネスのモデルとして非常に新しいモデルだということに認識しております。そうした中で、もちろん一面においてイノベーションの担い

手でありまして、また、それを利用される中小企業の方々を含めて、国内外の新規顧客の開拓の機会を提供するなどさまざまなメリットがあるのは事実でございます。

ただ、他方において、この新しいビジネスモデルとしてのデジタルプラットフォームは、利用される事業者あるいは消費者の方がふえればふえるほどその利便性が増す、ネットワーク効果が非常にほかの民間のビジネスモデルに比べて著しいという特徴があるということが一般的に言われておりまして、その結果として独占的、寡占的な状況が生じやすく、その結果において、中小企業などが生きやすく、その結果において、中小企業などが生きやすくなり、これを利用される方々が、利用しているデジタルプラットフォームを利用せざるを得ない、他の選択肢がなかなかない、いわゆるロックインと言われるような状況が生じやすいという点が指摘されておりました。

こうしたことを踏まえ、二〇一九年に公正取引委員会が特に国内のオンラインモールやアプリストアについて取引実態調査を実施したわけでございますけれども、その中においても、例えば、事前の説明がないままに規約が一方的に変更される、あるいは、取引が拒絶される場合にその理由が示されないなどの取引環境上の懸念、課題が明らかになったわけでありまして、

それを受けまして、さまざまな政府組織にかかわりますことから、また新しい知見を要しますことから、内閣官房のデジタル市場競争本部を中心にこうした現状を分析しました結果、デジタルプラットフォームの公正かつ自由な競争を実現するために、もちろん今委員からもお話ございましたように、独占禁止法を適用すべき問題、つまり、優越的な地位を濫用したような事態に対応するといったいわゆる事後規制に加えて、規約の変更や取引拒絶の理由の開示などについて不透明さがある点が指摘されていることから、これは事後的には対応できない、しにくい問題であるということと、取引の透明性及び公正性の問題についても、今の委員のお言葉で、それを事前の対応として、

事前規制として対応すべきだということの判断に至ったわけでございます。

そういうことから、いわば事後規制として個別の行為を排除し是正する独占禁止法とは別に、今回の法案を策定するという判断に至ったものでございます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはり、事前にしっかりと対応しておかないと取引の透明性、公正性が担保できないからということなんです。

次の質問に行くんですけど、であれば、本日資料四をごらんいただきたいと思いますが、この法案では、特定デジタルプラットフォーム事業者に指定された場合に、情報開示と手続、体制を整備することというのが定められております。

とりわけこの資料でいうと、(3)のaとbの部分、「取引条件等の情報の開示」、そして「自主的な手続・体制の整備」というふうに書いてありますが、右側の赤い角で囲っている内容を見ますと、極めて、適切な取引を行うためにはどれも必要なものであります。言い方をかえれば、これは特定デジタルプラットフォーム事業者だけでなく、デジタルプラットフォームを提供する事業者は全てがここはカバーをしなければいけない項目なのではないかなというふうにさえ思えるわけがあります。

そこで質問ですけれども、この情報開示と手続、体制の整備という部分については、あくまでもデジタルプラットフォーム事業者、特定ではない一般的なデジタルプラットフォーム事業者も自主的に取り組むべき責務があるんじゃないかと思うんですけれども、そこに対して政府がどういふ見解をお持ちなのか。

そして、ちょっとこれは事前通告できていませんけれども、関連ですら、今回の法案の中で、このaとbの部分については一般の事業者に適用されないような読み方ができるんですけれども、

そのあたりの解釈について、どういう理解をすればよいのか、お答えいただきたいと思えます。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。

私どもも、大きな考え方としましては、委員がきよの御質問の冒頭でおっしゃられましたとおり、基本的には、民間と民間のビジネスについては原則自由で、不正なことがあった場合に独占禁止法で、競争政策の領域であれば、対応するというのが基本だというふうに考えております。

今回、こういう法案を御提案を申し上げているのは、デジタルプラットフォームについては他の一般の民間のビジネスモデルとは異なる特徴があるので、あえて一般のビジネスとは違う規律を導入しようという考え方に立っておりますが、あくまでその範囲は、この法案の基本理念にもうたわれておりますように、必要最小限のものとすという考え方に立っております。

その際、では、なぜデジタルプラットフォームという業態に着目をして透明性や公正性を高める必要があるのかということについて申し上げます。やはり、先ほども触れさせていただきましたけれども、デジタルプラットフォームというものが、いわゆるネットワーク効果が働きやすい、つまり多くの人が使えば使うほど便利になるので、一旦大きくなり始めるとどんどん大きくなるということがあり、結果として、それを利用される方からごらんになると、今利用しているデジタルプラットフォーム以外に切りかえることが非常に難しいという、いわゆるロックインのような効果が働いているというのが大きな背景にございます。したがって、今の御質問に戻らせていただきますと、こうした背景から、特定デジタルプラットフォームとして指定をし、規律を導入するものについては、やはり、今申し上げたようなことが性格上存在して、なおかつそれが実態で確認されているということが必要だというふうに考えております。

そういう意味において、先ほど御質問のございました、さまざまな情報開示や自主的な手続の体制

の整備については、その対象になるデジタルプラットフォームの、あるいはその業態が、国民生活や国民経済への影響が非常に大きく、先ほど申し上げたようなことを含めて、ネットワークの効果の結果として利用の集中が進んでいて、それを利用している中小企業などの保護の必要性が高いような一定の規模があるなどの事情を勘案して対象とするという考え方に立っております。

したがって、そういう背景のないもの、つまり、利用の集中が進んでいない、切りかえようと思えば別の相手方があるようなものについては、事実上、一般のビジネスと差がないようなものとして取り扱われることができるということ、あくまで先ほど申し上げたような実態が確認できるようなものに限って今回の規律を導入しようという考え方に立っております。

以上でございます。

○浅野委員 今、答弁の中でおっしゃいましたけれども、まさに、これは、一旦大きくなり始めると、どんどん大きくなるんですね。大きくなった後にこういう規制、事前規制を適用する。これまではなかったわけですから、導入することは私はいいことだと思えますが、問題は、大きくなった後からこういう事前規制のようなものをやるというやり方ではないのかという話なんです。やはり、デジタルプラットフォームのビジネスというのは非常にスピードが速い、そして、どの事業者も今後大きくなる可能性はあるわけでありまして、大きくなった後でこの規制を導入するのは、大きくなった後の過程の取引というのはこの網ではかけられないわけですね。

ですから、私が言いたいのは、デジタルプラットフォームの事業を行う方々は、まずは自主的に情報開示をし、そして相談体制、手続体制を整備した上でこのデジタルプラットフォーム事業に参入していただく、その方が産業界全体としての透明性、公正性は確保できますし、あるべき論としてはそちらの方が適切ではないかというふうに考えておりますが、改めて、それでもやはり大きく

なった後からいいんだという理由があるのであれば、ちよつと御答弁いただきたいと思えます。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほどのやや繰り返しになります。この法案の議論の過程を通じて、他方において、このデジタルプラットフォームが、まさに今委員がおっしゃられたとおり、あるいは私が先ほど御答弁を申し上げたとおり、懸念があるのは、一旦集中度が高くなって大きくなるとそれを使わざるを得ないということが片やある。他方において、デジタルプラットフォームということそのものは、イノベーションを生むもので制約をすべきでないという議論がいろいろございました。

それをあわせて考えますと、大きくなったデジタルプラットフォームに、今は小さいデジタルプラットフォームが競争上ある種チャレンジャーとして、大きい人がどんどん大きくなるような状況をつくらないというの、ある意味では競争環境を維持するためにはプラスに働くわけでございます。そうしたような議論を経まして、この法案の判断としては、先ほど申しましたとおり、利用の集中度や規模が大きいものに限って規律を導入することを通じて、結果において、そうでない、小さいデジタルプラットフォームの方は、ある意味ではさまざまな活動が過重な負担なく活動することができて競争も促進されるといった点も含めて、こうした判断に至っているわけでございます。

ただ、もちろん、他方、この法案そのものは、EUの規則を参考にしておりますけれども、EUの規則と比較しますと、幾つか特徴がございます。その一つは、先ほど委員から、まさにこのデジタルプラットフォームというものは日進月歩で、非常に状況がすぐよく変わるといって御指摘がございましたが、EUの、デジタルプラットフォームフォーマーに相当する、この法案に相当する規則では、デジタルプラットフォームについて規則で限定列挙をしているんですけれども、この法案自身は、実態をいろいろ調べながら、必要に応じて

追加ができるような体制をとっておりますので、運用に当たっては、その柔軟性の確保については十分配慮をして行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○浅野委員 ちよつとこの件に関してはまだ議論を本当はしたいんですけれども、時間の関係で次の質問に移りたいと思えますが、今、最後に、今後、対象の追加はあり得るといって話ございました。

やはり、このデジタル分野は非常にスピードが速くて、もう一年、二年たつたら、その分野をリードする事業者が入れかわっているなんてことはよくあるわけですね。ですから、この業界の動向調査というのを政府としてはしっかりとやる必要があると思えます。しかも、その行う頻度も、ある程度頻度を考えてやっていかないと業界に置いていかれてしまう懸念があるというふうに思っております。

きょうの資料にはちよつと間に合わなかったんですけれども、今回、主な規制対象としては、オンラインモールとアプリストアという二つのものが指定されました。どういう過程でこれが指定されたのかというのをちよつと、私、さかのぼって調べてみたところ、デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会というのが、公正取引委員会、経済産業省、総務省により立ち上げられて、これまで検討を行ってきたということでありました。

私が調べた限りでは、オンラインモールとアプリストアというものが対象にいつからなり始めたのかなどを調べたら、実は、この検討会は、平成三十年の十一月に二回、そして平成三十一年の二月に第三回目が行われておりまして、この第三回目で初めて、業界調査をしましょう、そして、その調査対象としてはアプリストアとオンラインモールという言葉が出てきておりました。私が言いたいことは、この対象を絞り込む過程が資料の中で見つからなくて、では、有識者が考

えてこの二つに決めたのか、それとも何らかの事前情報があつて絞り込んだのか、そのあたりが不透明です。ぜひお願いしたいのは、今後の継続的な調査に当たっては、どの範囲を対象として調査をするのか、そして、どの程度の頻度で調査をするべきなのか、調査のあり方についてしっかりと検討する委員会のようなものをつくっていただいで、専門的知見、そしてリアルタイムな状況を踏まえた上での調査をしていただきたいというのがこの質問の趣旨なんですけれども、それに対する政府の見解をいただきたいと思ひます。

○西山政府参考人 ありがとうございます。お答えを申し上げます。
我々経済産業省、あるいは公正取引委員会なども含めて、この検討に当たりましたは二つのこと、今委員から御指摘がございましたけれども、まず実態がどうなっているかという調査と、それから有識者の方々の意見を踏まえるということをやつてまいりました。

特に前者について申し上げますと、公正取引委員会が、報告書を、公表されている報告以外にも、結果については公表しておりますけれども、さまざまな、ウエブアンケートなども含めて、かなり広い業態についてさまざまな、懸念があるかないかということについて調査も行つてまいりました。そうした調査全体を踏まえて、先ほど申し上げたような、利用の集中度が進んでいて取引上の懸念があるという声が非常に大きかったものが、結果として見ると、オンラインモールやアプリストアであつたということでございます。

その選定に当たりましては、もちろん有識者の議論、特に、例えば、先ほど諮問委員会というふうにおっしゃられましたけれども、もちろんそういう名称ではございませんけれども、これもEUの規則の立案に当たつて行われたのを参考にしまして、先ほど申し上げましたけれども、内閣官房にデジタル市場競争会議、あるいはその下部組織としてワーキンググループを設けて、そこにデジタルプラットフォームの動向にかなり通曉して

いる方々に参画をいただいで御意見をいただくという体制をとつてまいりました。

そうした御議論を踏まえて、今般、当面对象としようというふうに考えておりますのは、繰り返しになりますが、実態調査の結果、懸念が多岐表明されたかどうか、あるいは、その有識者の方々の御意見を踏まえて、オンラインモールとアプリストアというふうにしておりますけれども、もちろん、継続的に、その場、すなわちデジタル市場競争会議の場などを使いながら、あるいは、当然、具体的に特定デジタルプラットフォームを指定するとなると政令で指定することになりますので、さまざまな公のパブリックコメントなども受け付けながら指定の作業を進めることを通じて、さまざまな意見の反映を図つてまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。
時間もわずかですので、最後の質問にさせていただきます。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案で、5G、ポスト5G活用システムと先端半導体技術の開発支援という部分について取り上げますが、これは、開発した後の展開戦略というのが非常に重要だと思つております。

総務省が出しているビヨンド5G推進戦略の中で、きょうの資料六のページをあらういたいたいたいんですが、右下の赤い四角で囲つてある部分、「二つの街を「リビング・テストベッド」として自由かつ柔軟な実証を実施できる環境を整備。」とする、そして、括弧書きで「スーパーシティ」構想など国家戦略特区を活用。」すると書いてあるんですが、ちよつと時間がなくて、地方都市においても環境整備を推進すべきではないかというふうにも思つております。そつちの方が展開戦略としては現実的なのではないかと考えておりますが、最後に政府の答弁を求めて、質問を終わりたいと思ひ

ます。
○田原政府参考人 お答え申し上げます。

5Gの普及、展開という意味では、委員御指摘のとおり、特区に限らず、地方の隅々までいろいろ使われるということが非常に大事だと私も認識しております。

私も総務省の方では、この5Gの導入に向けて、いろいろ開発実証を全国各地で行つてきているところがございますけれども、今年度以降も、ローカル5Gの活用というのを念頭にしながら、ローカル5G開発実証というものの予算を確保しております。これは戦略特区云々に限らず、さまざまな地方において、農業ですとか製造業あるいは観光業の方々と連携しながら、さまざまな分野の実証を行つていきたいと考えているところでございます。

私もといたしましても、この5Gのインフラ整備とこいつた利活用というものを一体的に推進することで、5Gの地域を含めた展開というのが加速されると考えているところでございます。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○富田委員長 次に、笠井亮君。

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。
まず、5G法案でありますけれども、経産省に伺います。

本法案は、安倍政権が国家プロジェクトとして進める5Gの通信基地局の開設計画前倒しに対して、設備投資額の一五%もの破格の法人税減税を行つたものであります。

そこで伺いますが、二年間の期限措置ということと、二百三十億円の減税が見込まれております。この期限措置の延長はないということよろしいでしょうか。

○西山政府参考人 今御質問の5G設備投資減税でございますけれども、この税制の適用の期間は、今御質問のように、二〇二〇年度から二〇二一年度ということになっておりますが、この趣旨は、そ

の期間を限定することを通じて、全国キャリアが行う基地局の前倒し整備を進めること、あるいは、いわゆるローカル5Gも含めて、5Gのインフラの早期の普及を促進していくために措置されるものでございますので、現時点では、この二年間の適用期間を延長することは想定しておりません。

以上です。
○笠井委員 現時点では想定していないということですが、延長はない、それを延長する可能性はないということもはっきり言えるようなことなんでしょうか。

○西山政府参考人 この税制の適用期間を延長することは想定しておりません。

もちろん、二年後になったときに、その時点においてこの5Gを、この制度かどうかは別にして、どのように支援するかという議論は当然あるうかと思ひます。

以上でございます。
○笠井委員 そういう意味では、延長はあり得る、可能だということでありませぬ。

これまでも、例えば二〇一七年に期限切れを迎えるはずだった研究開発減税を延長して、六千億円もの減税額の約九割が大企業向けでありました。しかも、その九割を上位十社が占めるということと、総務省行政評価局も、国民への説明責任が果たせていないと指摘したほどの大盤振る舞いであつたわけでありませぬ。今回も延長ということを繰り返すことになれば、減税規模は二百三十億円にとどまりませぬ。

そこで、総務省に伺いますが、当初5Gの投資促進税制として要望していたのは五%の税額控除だったんじゃないかと思ひますが、その確認をお願いいたします。

○赤澤政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘の二〇一九年八月末の令和二年度税制改正要望における5G投資促進税制の法人税、所得税の税額控除率でございますが、御指摘のとおり、五%ということでございます。